

保護者各位

令和5年5月12日  
星の子愛児園  
園長 近藤 康子

## 新型コロナウイルス感染症第5類移行に伴う対応について

令和5年5月8日より、新型コロナウイルス感染症が感染症法上の位置づけが現在の2類相当から5類感染症に変更された事による、保育園の対応は以下の通りとなります。

### ① 職員のマスク着用について

園内・外の活動について、基本的にマスクを外して保育を行う事とします。

実施開始期間：5月22日（月）～

※基礎疾患がある・体調に万全でない・妊娠中などの職員はマスク着用を継続とします。

今後、園内の感染症拡大時など状況によって変更する可能性があります。

### ② 保護者のマスク着用について

保護者のマスク着用に関しましては、個人の判断に委ねます。

咳が出るなどの場合は、着用のご協力をお願いします。

### ③ 園児の登園基準について

川崎市の保育園等における新型コロナウイルス感染症陽性が判明した場合の登園停止期間の見直しが行われ、以下の通りとなります。

発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで とします。

<登園停止期間の例 4日目までに症状軽快したケース、症状軽快が5日目となったケース>

0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
発症当日	発熱や呼吸器症状等			症状軽快	症状軽快後 1日目	登園可能	
発症当日	発熱や呼吸器症状等				症状軽快	症状軽快後 1日目	登園可能

※無症状の感染者場合は、「検体採取日を0日目として、5日を経過するまで」とします。